

※管轄労働局確認欄

受付日： 年 月 日

確認日： 年 月 日

受付番号：

高齢労働者処遇改善促進助成金の支給を受けるためには、

- ・雇用保険適用事業所(以下「事業所」)ごとに賞金規定等改定計画書(以下「計画書」)を作成する必要があります。
- ・事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長による当該計画の認定が必要となりますのでご注意ください。
- ・本助成金の支給要件は、年度により変更されることがありますので、厚生労働省のホームページ等をよくご確認ください。

また、支給要件は本計画書の提出時点ではなく各取組時点での判断となりますので、ご注意ください。

添付書類

- (1) 事業主の委任を受けて代理人が提出する場合は委任状(原本)
- (2) その他管轄する都道府県労働局長が必要と認める書類

記載上の注意

1. 1欄には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。
2. 2欄には、労働保険番号を記載してください。
3. 3欄には、賞金規定等改定予定年月日を記載してください。
4. 4欄には、

- (1) 高齢雇用継続基本給付金を受給している全ての労働者(以下「算定対象労働者」といいます。)を記載願います(在籍出向であって、主たる賞金の支払いが引き続き申請事業主による者も含みます。)。ただし、次のイからハに該当する者は算定対象労働者から除き、ニ及びホに該当する者は事業主の判断で算定対象労働者から除くことができます。これら除いた者は、支給対象労働者となりません。
 - イ 離職者 支給申請日において離職している者
 - ロ 高齢雇用継続基本給付金支給終了者 各支給対象期の末月の前月までに高齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者(各支給対象期に係る支給申請期間中に高齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者は除きます。)
 - ハ 事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。)
 - ニ 中途採用者 60歳到達時賞金月額が前職の賞金月額で登録されている中途採用者で事業主の判断で算定対象労働者から除くことができます。
 - ホ 任意指定除外者 算定対象労働者が20人に満たない事業所であって算定対象労働者の希望により雇用形態が変更(フルタイムからパートタイム等)になり、賞金規定等改定日後も高齢雇用継続基本給付金を受給する者(事業主が各支給対象期(賞金規定等改定の措置に基づき増額された賞金が支払われた日の属する月から最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期といいます。))の支給申請時に任意に指定した1人のみに限ります。)
- (2) ①欄に算定対象労働者の氏名、②欄に算定対象労働者の被保険者番号、③欄に算定対象労働者の60歳到達時賞金月額、④欄に算定対象労働者の賞金月額の75%を記載してください。

記載内容に変更が生じた際の手続き

賞金規定等改定計画書の認定を受けた後に、賞金規定等改定計画書に記載された内容に変更が生じた場合は、「賞金規定等改定計画書(変更届)」(様式第2号)及び「賞金規定等改定計画書」(様式第1号(計画))の写しを賞金規定等改定予定年月日の変更が含む場合の変更については、変更後の賞金規定等改定予定日の前日までに、算定対象労働者の変更のみの変更については、支給対象期(賞金規定等改定の措置に基づき増額された賞金が支払われた日の属する月から最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期といいます。))の第1期支給申請日までに管轄労働局長に提出してください。

不正受給について

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。返還に際し、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の延滞金が付されます。また、返還額の20%の額が違約金として請求されます。

高齢労働者処遇改善促進助成金を受給できない事業主

偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、5年間の不支給措置がとられている事業主等(当該事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者)が別の事業主等の役員等となっている場合は、別の事業主等も対象)

高齢労働者処遇改善促進助成金の申請に当たってのご注意

偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした事業主等は、不支給決定または支給決定取消しの日から5年間あるいは返還額を全額返還した日までのいずれか遅い日までは雇用関係助成金の申請ができなくなります。当該事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者)が別の事業主等の役員等となっている場合は、別の事業主等も同様申請ができなくなります。